

答申・報告等における社会教育主事の役割と求められる資質・能力の抽出

昭和 46 年
(1971)

「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」社会教育審議会答申

(イ) 行政関係職員
(i) 社会教育主事 ・ ・ 中略 ・ ・
a 社会教育主事は、時代の進展に対応する豊かな教養と高い見識を要求されるとともに、社会教育に関する高度の専門的知識・技術と各種の情報の収集・整理の能力が必要である。
b 市町村の社会教育主事は、住民の自発的学習を助成し、その地域における社会教育活動を推進するための実際的な世話役であるから、住民の学習希望の実態と地域の教育的必要を把握し、学習意欲を喚起し、集会等の開設を計画し、施設の配置・利用計画を立て、学習内容を編成し、さらには指導者の発掘とその活用計画を立てるなど、地域における社会教育計画の立案者および学習の促進者として、重要な役割を果たさなければならない。
また、都道府県の社会教育主事は、さらに、全県的な立場からの社会教育行政の推進、市町村教育委員会に対しての助言・指導の役割を果たさなければならない。

社会教育における指導者(2) 社会的条件の変化と指導者

昭和 61 年
(1981)

「社会教育主事の養成について(報告)」社会教育審議会成人教育分科会

(学習課題の把握と企画立案能力)
地域が当面している問題、住民の学習関心・学習要求、地域の中にある教育資源や教育力等を把握し、そのうえで必要な社会教育計画を立て、事業を円滑に実施するとともに、社会教育指導者に指導・助言する。
(コミュニケーション能力)
情報の収集・整理・提供や広報・広聴に関する知識・技術を身につけておかなければならない。 ・ ・ 中略 ・ ・ 学習相談を担当する者は、相手の話をよく聞き取り、表にあらわれた訴えだけでなく、潜在的な訴えまでとらえ、適切な対応ができる能力をもつことが大事
(組織化援助の能力)
集団学習における学習の成果は、学習者の集団がいかに適切に組織化されるかに成否がかかっている。 ・ ・ 中略 ・ ・ 社会教育主事は、グループワーク等人間関係に関する知識と技術を習得しておく必要
(調整者としての能力)
諸事業を生涯教育の理念に基づいて関連づけるといった積極的な意味合いをもつものである。そのため、社会教育主事には、社会教育に関連する分野と協働していけるだけの視野の広さと調整能力とが必要

二 社会教育主事の求められる資質・能力

(幅広い視野と探求心)

社会教育主事は、人々の学習要求や社会が要請する課題を把握し、それらにどのように対処したらよいかを的確に判断しなければならない。このことは、各内容領域に通暁していなければならないということではなく、幅広い視野と一般的な知識を豊かに持つて、様々な内容領域の基本的な構造を的確に読み取る方法論を身に付けることによつて行い得るものである。

平成 10 年
(1998)

「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」生涯学習審議会答申

社会教育主事をはじめとする社会教育の関係職員は、社会教育を支える重要な基盤であることから、企画立案能力や連絡調整能力等を備えた高度で専門的な人材としての研修・養成を行うことが重要

第 3 章 第 1 節
3 (3) 国の取組

今後の社会教育主事は、より広範な住民の学習活動を視野に入れて職務に従事する必要がある。このため、社会教育活動に対する指導・助言に加え、様々な場所で行われている社会教育関連事業に協力していくことや、学習活動全般に関する企画・コーディネート機能といった役割をも担うことが期待されている。こうした業務に社会教育主事が積極的に従事していくため、同法第 9 条の 3 の社会教育主事の職務規定について、企画立案、連絡調整に関する機能を重視させる方向で見直すことについて検討する必要がある。

第 3 章 第 2 節
1 教育委員会における社会教育行政推進体制の強化

平成 11 年
(1999)

「学習の成果を幅広く生かす」生涯学習審議会答申

職業に関係する学習の情報を収集して、提供できるようにすることも考えられる。こうした際には、社会教育主事のコーディネート機能の発揮が重要な要素となろう。

第 2 章 2 (1)
個人のキャリア開発に関する学習機会の拡充

平成 12 年
(2000)

「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」生涯学習審議会答申

住民の学習ニーズの高度化・多様化に伴って、地域における幅広い人々の自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割を果たす社会教育主事

はじめに

平成 20 年
(2008)

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」中央教育審議会答申

社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられる。

2 (3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。

平成 25 年
(2014)

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 中央教育審議会

社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや絆づくり・地域づくりに中核的な役割を担ってきた。

第1章2(3)
社会教育の専門職員の役割の変化への対応

具体的には、社会教育主事は、地域の学習課題を把握する能力や企画立案能力、組織化・援助の能力、調整者としての能力等を有するとともに、地域住民の主体的な問題意識を喚起し、多様で複雑な問題や課題を明確化して、自主的・自発的な学習を促進・援助するといった専門性を有することが期待される。

第1章3今後の社会教育行政の取組の方向性

地域住民主体による自由・闊達な学習や地域づくりが円滑に行われるような環境を醸成していくためには、社会教育主事など行政における専門的職員が、地域住民間の合意形成や絆の構築に向けてコーディネート機能を発揮し、また、関係者等の具体的な活動を触発していくファシリテート機能を発揮できるよう、資質・能力の向上を図っていく必要がある。

第1章3今後の社会教育行政の取組の方向性

各地方公共団体においては、社会教育主事等の専門的職員をネットワーク型行政の要とし、関係部局の職員や民間団体等で活躍するコーディネーター等の地域人材とを結ぶ体制を構築していくことが期待される。

第1章3今後の社会教育行政の取組の方向性

このため、社会教育主事など行政における専門的職員の役割・専門性についての考え方を提示するとともに、地域の多様な人材をコーディネートしていく高い専門性を持った社会教育主事等の専門的職員の役割や配置の見直し、資質・能力の向上について検討を進めていくことが求められる。

第2章5(2)
地域の学びを支える人材の育成・活用
の推進

平成 25 年
(2014)

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」
中央教育審議会

社会教育行政の専門的職員である社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要

第2章1社会教育主事の現状と課題

社会教育主事の職務は、社会教育法第9条の3で「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」とされているが、そのほかにも、地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに

第2章
1社会教育主事の
現状と課題

基づいた学習プログラムの立案，地域人材の育成，地域人材の把握，学校教育と社会教育との連携の推進，相談など非常に広範多岐にわたっている。

社会教育主事の任務は，専門的技術的な助言及び指導を通じて，可能な限り，住民が地域で主体的に教育・学習活動に取り組むことができるよう条件整備を行い，奨励，援助を行うところに重点がある。

第2章
2 社会教育主事の
今後の在り方

地域の課題や状況等を把握した上で，それぞれの自治体の総合計画や教育計画の趣旨に沿って，社会教育に関する企画・立案等を行い，当該地域における社会教育行政の果たすべき任務と役割を明確にすること，また，それらを達成するために，学習活動等を通じた住民の組織化支援，地域の教育資源を結びつけるコーディネート等を行いながら，地域住民の社会教育活動の活性化を図ることにあると考えられる。

第2章
2 社会教育主事の
今後の在り方

地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ，地域の力を引き出すとともに，地域活動の組織化支援を行うことで，地域住民の学習ニーズに応えていくことが必要である。そのため，コーディネート能力，ファシリテーション能力，プレゼンテーション能力などを身につけておくことが必要不可欠である。

第2章
2 社会教育主事の
今後の在り方

社会教育主事講習で学んだ内容や社会教育主事として得た知識や経験は，学校教育活動，まちづくり，高齢者福祉，環境，防災など社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面，NPO やボランティア団体等の活動でも幅広く活用することができる

第2章
2 社会教育主事の
今後の在り方